

発委第 5 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分指定事項の一部改正について議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 13 日 提 出

議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分指定事項（平成 29 年日出町議会議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の 5 号を加える。

- (4) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における地方交付税等の一般財源並びに基金繰入金、基金積立金及び国県支出金等の特定財源の増減に伴い、歳入歳出予算の補正をすること。
- (7) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (8) 会計年度末における法令等の改正に伴い、必要な条例の改正を行うこ

と。

附 則

この議決は、議決の日の翌日から効力を生ずる。

理 由

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項を追加したので提出する。